

## とくしままるごと e スポーツ推進事業運営業務 公募型プロポーザル募集要領

本事業は、徳島県の令和 8 年度当初予算の成立を前提としています。

今後、内容やスケジュールの変更等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容に変更が生じた場合には、必要書類の再提出や関係書類・資料等の追加提出を求めることができますので、併せて御了承ください。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名称

とくしままるごと e スポーツ推進事業運営業務

#### (2) 業務の目的

デジタル社会において若年層に求められるスキル(デジタルリテラシー、創造力、表現力等)の向上を図るとともに、e スポーツへの理解を深めるため、若年層に人気のあるデジタルコンテンツを活用したワークショップやにぎわい創出につながるイベントを開催することを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「とくしままるごと e スポーツ推進事業運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」  
のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで。

### 2 委託上限額

7,800 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 委託契約の方法

#### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

#### (2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

#### (3) 本業務は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生ずる事業であるため、県議会において当初予算案が否決された又は本件予算案が削除された場合は、契約を締結しない。

### 4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす団体や法人等（以下「団体等」という。）とし、委託業務を適

格に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

単独で本業務を実施するほか、複数の団体等により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体（以下「構成団体」という。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

なお、構成団体の構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、構成団体のうち1者でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 徳島県が定める物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による資格の審査により資格を有すると認められた者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていない者。もしくは行政処分等を受け2年を経過した者。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない

と認められる者でないこと。

## 5 参加方法について

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

提出物	部数
ア 企画提案参加申込書（様式第2号）	1部
イ 団体等の概要（会社案内等）	1部
ウ コンソーシアム構成員一覧（様式第3号） ※共同提案を行う場合に限る	1部
エ コンソーシアム協定書の写し ※共同提案を行う場合に限る	1部
オ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内の原本又はその写し） 法人格を有しない場合は、これに類するもの	1部
カ 徳島県税又は事業所の本社がある都道府県税、法人税、消費税 及び地方消費税について未納がない旨の証明書 (発行後3か月以内の原本又はその写し)	1部
キ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動 計算書又はこれらに類する書類（確定申告書の写し等）	1部
ク 企画提案書（様式第4号）	6部
ケ 見積書（任意様式） ※宛名は「徳島県知事 後藤田 正純」とし、消費税及び地方 消費税の額を含む金額を記載すること ※経費の内訳を記載すること	6部

### (2) 提出期限

内容	日程・期限
質問書提出期限（様式第1号）	令和8年3月 6日（金）（必着）
企画提案参加申込書等提出期限（ア～キ）	令和8年3月12日（木）（必着）
企画提案書等の提出期限（ク、ケ）	令和8年3月19日（木）（必着）
企画審査（プレゼンテーションを予定）	令和8年3月下旬（予定）
審査結果通知	令和8年3月下旬（予定）
契約締結	令和8年4月上旬（予定）

### (3) 提出方法

郵送（期限内必着）又は持参により提出すること。

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く。）に提出すること。  
※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県観光スポーツ文化部にぎわい政策課 にぎわいづくり担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2309

F A X 088-621-2837

メール nigiwaiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

6 提出書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質問書（様式第1号）により行うものとし、5（4）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や参加手続に関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

(4) 質問に関する回答

受け付けた質問に対する回答は、随時徳島県ホームページに掲載する。

7 候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

選定委員会の設置 徳島県観光スポーツ文化部内に設置する選定委員会において、（2）の評価基準により総合的に評価し、総合点が最も高い参加者を委託候補者に選定する（参加者による企画提案のプレゼンテーションを実施する場合がある）。

なお、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。また、審査の結果、適切な事業者がいない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

プレゼンテーションを実施する場合は、以下により行う。

ア プrezentation実施日

令和8年3月下旬頃を予定（時間は別途通知）

イ プrezentationの所要時間

1者あたり25分以内を予定（説明15分以内、質疑10分以内、変更の場合あり）

ウ 注意事項

- ・各応募者のプレゼンテーション開始時刻は及び実施場所は後日通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名をプレゼンテーション実施の2日前までにメールで報告すること。なお、出席者は最大3人までとする。
- ・やむを得ない場合を除き、プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、評価対象としない。
- ・選定委員会は非公開とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・モニターを使用した資料がある場合については、説明時間15分の中で会場に用意したモニターに映し出し説明することは可能とする。その場合、映像を再生するためのパソコンは持参すること。
- ・提案者の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

## (2) 評価基準

次の項目により評価する。ただし、配点等に関する質問は受け付けない。

評価の項目	評価の視点	配点	
企画 提案 内容	実施方針 (業務理解)	・本業務の目的や業務内容を理解しているか。 ・全体として、目的達成に資する提案となっているか。	15
	実現可能性 (具体性)	・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。	15
	企画提案① (魅力・効果)	・参加者のデジタル社会で求められるスキル(デジタルリテラシー、創造力、表現力等)の向上に資する内容となっているか。 ・参加者にとって魅力的かつ学びのある構成となっているか。	15
	企画提案② (運営工夫)	・250名以上(延べ人数)の集客が見込まれるような内容となっているか。 ・県北部、県央部、県南部、県西部それぞれの地域事情を考慮した工夫がされているか。	10
	企画提案③ (将来性)	・地域や教育現場への波及効果、将来への布石となるような内容となっているか。	15
業務 遂行 能力	実施体制	・業務を実施する上で十分な人員・体制が確保されているか。 ・業務を円滑に実施できる計画(スケジュール)となっているか。	10
	業務実績	・本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	10
見積金額	・提示された見積書は適正であり、費用対効果が高いか。	10	

## (3) 選定結果

- ア 提出書類を提出した全ての参加者に書面で通知するとともに県ホームページ等で公開する。
- イ 選定等に関する照会には一切応じない。
- ウ 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない

#### (4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、線形結果を取り消すことがある。

### 8 契約に関する事項について

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が 協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある事に加え、選定委員会委員から出た意見について、出来るだけ業務内容に反映させることとする。
- (2) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。
- (3) 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の 承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (4) 本事業企画提案募集手続きは、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるため、県議会において当初予算案が否決された又は本件予算案が削除された場合は、契約を締結しない。

### 9 その他留意事項について

- (1) 企画提案書は 1 者 1 提案までとする。
- (2) 企画提案は A4、11 ポイント以上で作成し、説明資料を含むものとし、合わせて 20 ページ以内とする。
- (3) 企画提案に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、当該事業者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- (7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。